

| 件名 | 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例 | 教育委員会事務局 教育総務室 |
|--|------------------------|-------------------|
| <p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）が制定され、平成27年4月1日から施行されます。</p> <p>これにより、新制度の対象となる幼稚園などの施設の利用にかかる保育料は、保護者の属する世帯の所得の状況等に応じた応能負担とし、政令で定める額を限度として市町村が定めることとされました。公立幼稚園は新制度に移行することから、市立幼稚園の利用者負担額を定めるため、亀山市立幼稚園保育料徴収条例を全部改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 旧制度において「保育料」としていた施設利用に係る徴収金は、新制度において「利用者負担額」とすることとされたため、「保育料」を「利用者負担額」に改めます。 < 題名及び第1条関係 ></p> <p>(2) 条例における用語の意義を定めます。 < 第2条関係 ></p> <p>(3) 市立幼稚園の利用者負担額は、月額6,000円を限度として、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して教育委員会規則で定める額とします。 < 第3条関係 ></p> <p>旧制度における保育料については、一律月額6,000円であり、世帯の所得等に応じて減免しています。</p> <p>(4) 市立幼稚園において教育を受ける園児の支給認定保護者から利用者負担額を徴収することとし、月の途中で入園し、または退園した場合には日割りで徴収することなどを定めることとします。 < 第4条関係 ></p> <p>(5) 市長が特別の理由があると認めるときなどに、利用者負担額を減額し、又は免除することができることとします。 < 第5条関係 ></p> <p>(6) 条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めます。 < 第6条関係 ></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成27年4月1日とします。</p> | | |

亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 2 号

亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例

亀山市立幼稚園保育料徴収条例（平成 17 年亀山市条例第 63 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、亀山市立幼稚園の利用者負担額の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において「利用者負担額」とは、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 27 条第 3 項第 2 号並びに第 28 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

（利用者負担額）

第 3 条 市立幼稚園の利用者負担額は月額 6,000 円を限度として、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して教育委員会規則で定める額とする。

（利用者負担額の徴収）

第 4 条 市長は、法第 20 条第 1 項の規定により本市の支給認定を受けた小学校就学前子どもであって市立幼稚園において教育を受けた者の支給認定保護者から前条に規定する利用者負担額を徴収する。

2 市長は、法第 20 条第 1 項の規定により本市以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）の支給認定を受

けた小学校就学前子どもであって市立幼稚園において教育を受けた者の支給認定保護者から当該支給認定を行った市町村の定める利用者負担額を徴収する。

3 月の途中で入園し、又は退園した場合には、当月の利用者負担額に在園中における当月の開園日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を乗じた額を20日で除した額を徴収する。

4 利用者負担額は、その月分を毎月15日までに徴収する。ただし、月の途中で入園し、又は退園した場合には市長が別に定める日までに徴収する。

（利用者負担額の減免）

第5条 市長は、園児が月の初日から末日までの全日にわたり欠席した場合は、その月分の利用者負担額を免除することができる。

2 市長は、前項の規定によるほか、特別の理由があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の亀山市立幼稚園保育料徴収条例の規定により行われている保育料の徴収については、なお従前の例による。